



泉区役所からの お知らせ

区役所への
郵便物の宛先は

〒245-0024 和泉中央北5-1-1 泉区役所 ○○○係

※往復はがきでの申込みは、返信先も記載

- 費用の記載がない場合は無料
- 区役所の駐車場は**有料**です
- 特に断りのないものは当日自由参加
- 今月11日以降の市や外郭団体などの事業を掲載しています

マークの見方 名氏名(ふりがな) ☎電話番号 ☎ファクス番号 〒〒・住所 齢年齢 行行事名 ✉Eメール(アドレス) 費用 HPホームページ 申申込み 問問合せ

ご注意

掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に伴い、中止・延期等になる場合がありますので、事前に確認してください。

募集・案内

区勢便覧「IZUMI 2021」発行

「人口」「区の年表」などのさまざまな統計データをもとに、泉区の現状を取りまとめられています。泉区への関心と理解を深めていただく統計資料として活用してください。

3月30日(火)から区のホームページで見ることができます。

泉区勢便覧 2021 [検索](#)

☎統計選挙係

☎800-2315 ☎800-2505

講演・講座

アルコール等依存症家族教室 (家族の対応)

ご家族のアルコールなどの依存症で

悩んでいる人を対象

3月24日(水)14時~15時30分

区役所1階1A会議室で

講師:医療ソーシャルワーカー

☎3月11日から電話で障害者支援担当へ

☎800-2446 ☎800-2513

健康・相談

※会場の記載のない場合は区役所で実施

生活習慣改善相談(予約制)

〈生活習慣相談〉

保健師・栄養士による健康相談、禁煙相談

3月25日(木)9時~11時

〈食生活健康相談〉

栄養士による食事相談

3月25日(木)9時~11時、13時30分~15時30分

☎電話で健康づくり係へ

☎800-2445 ☎800-2516

HIV(エイズ)検査・梅毒検査(予約制)

3月は実施しません

(ただし、電話相談のみ行います)

☎健康づくり係

☎800-2445 ☎800-2516

横浜市健康診査

75歳以上

年度に1回

市内医療機関で

☎健康づくり係

☎800-2445 ☎800-2516

肺がん検診(エックス線撮影)

4月8日(木)9時~10時20分

区役所で

40歳以上の人、先着30人(年度に1回)

¥680円

☎3月16日の8時45分~4月6日の

17時までに電話で健康づくり係へ

☎800-2445 ☎800-2516

女性の健康相談(予約制)

助産師による健康相談

月~金曜(祝日は除く)8時45分~17時

☎電話で子育て支援担当へ

☎800-2447 ☎800-2513

ひきこもり等の困難を抱える 若者の専門相談(予約制)

若者の自立支援を行っている地域ユースプラザの職員による相談

毎月第2・4水曜13時30分~16時20分

15歳~39歳の人と家族

☎電話で学校連携・こども担当へ

☎800-2465 ☎800-2513

原動機付自転車などを譲り受けた時

軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車した場合は、譲り渡した人など(4月1日現在の所有者)にその年度の納付義務があります(月割での課税制度ではありません)。



① 泉区役所で手続する車両

125cc以下の原動機付自転車(バイク)などを譲り受けたときは、区役所で名義変更の手続が必要です。必要書類などは次のとおりです。

【必要書類】

廃車届出済の場合

- 本人確認書類
- 譲渡証明書
- 廃車申告受付書

廃車届出をしていない場合

泉区ナンバーのバイク

- 本人確認書類
- 譲渡証明書
- 標識交付証明書

泉区以外のナンバーのバイク

- 本人確認書類
- 譲渡証明書
- ナンバープレート
- 標識交付証明書

廃車手続には、本人確認書類、ナンバープレート、標識交付証明書が必要です。それぞれの手続の詳細は、事前に問い合わせてください。

※本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証などを持参してください。

☎軽自動車税担当(3階303窓口) ☎800-2353 ☎800-2509

② 関東運輸局などで手続する車両

車両の種類ごとの手続先は、次のとおりです。

車両の種類	譲り受けなどの手続	軽自動車税の申告
排気量が125ccを超えるバイク	関東運輸局神奈川運輸支局 ☎050-5540-2035	
排気量が660cc以下の三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所 ☎050-3816-3118	全国軽自動車協会連合会 神奈川事務所 横浜支所 ☎929-6888

引っ越しシーズン到来!!

引っ越し先によって手続の方法が違います

1

泉区内の引っ越し

引っ越しが終わったのち、泉区役所で手続をしてください。

2

泉区から横浜市内の他区への引っ越し

引っ越しが終わったのち、引っ越し先の区役所で手続をしてください。

3

泉区から横浜市外への引っ越し

泉区役所で転出手続をしたのち、引っ越し先の自治体で転入手続をしてください。

市外への転出届は、泉区役所へ郵送で提出することができます。

3密回避のため、郵送での手続をご検討ください。

詳しくはホームページをご確認ください。 [横浜市 転出届 検索](#)

※運転免許証・マイナンバーカードなど本人確認書類を持参してください。代理人が手続する場合には委任状も必要です。

※マイナンバーカードを持っている人は、転居・転入手続の際に新住所を記載する必要があるため、家族全員のカードを持参してください。(カードごとに事前に設定した4桁のパスワードが必要です。)

現在の混雑状況がスマートフォンなどで確認できます!

インターネットで現在の戸籍課の待ち人数などが確認できます。来庁する際にぜひ参考にしてください。

[泉区役所 戸籍課 混雑状況 検索](#)

※窓口の混雑予測については、15ページに掲載しています。



☎登録担当(2階204窓口) ☎800-2345 ☎800-2508